

柏市歩こう会会則

制定：昭和56年4月9日

改正：2024年2月吉日

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「柏市歩こう会」(以下「歩こう会」という。)と称し、事務所を会長宅又は会長の指定するところに置く。

(目的)

第2条 歩こう会は、原則として、柏市内及び近隣に居住又は勤務する歩け歩け運動の愛好者をもって組織し、健康の維持、増進及び会員相互の親睦を図るとともに、運動の主旨を広く市民に浸透せしめ、明るく健康な街づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 歩こう会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 歩け歩け運動の実践及び啓蒙
- (2) 体力づくりの行事を通じて地域交流
- (3) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(入会及び退会)

第4条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に申し込むことによって会員になることができる。

3 前項の規定により入会するときは、第13条第1項及び第2項の規定による会費を納付しなければならない。

(役員)

第5条 歩こう会に役員として、会長1名、副会長 若干名、幹事 若干名、監事1名を置く。

2 役員は、会員の互選によって選出する。

(顧問及び協力員)

第6条 歩こう会は、前条第1項の役員のほかに顧問及び協力員を置くことができる。

2 顧問は、役員会で決定する。

3 会長は活動に関し、必要に応じて会員の中から協力員を選出することができる。

(役員及び顧問の任期と職務)

第7条 役員及び顧問の任期は、1カ年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員及び顧問の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は歩こう会を代表し、その会務を総務する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(3) 幹事は、会長の命を受けて会務の任にあたる。

(4) 監事は、歩こう会の会計を監査する。

(5) 顧問は、会長の命を受けて会長から委嘱された事項を処理する。

(6) 役員は、第3条の各種事業を、企画立案する。

(会議)

第8条 歩こう会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集し、その会議の議長にあたる。

(総会)

第9条 総会は、原則として毎年1回、定期総会(書面決済)を開催する。ただし、会員の三分の一以上の者から要求があった場合には、臨時総会を開かなければならない。

2 会則の改正は、総会で決定することとし、総会の決議は、出席者の過半数の同意を得て成立する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成する。なお、顧問は役員会に必要に応じて出席することができる。

2 役員会は、会務の重要事項及び総会に提出する議案を審議決定する。

(役員責任)

第11条 歩こう会の行事中に事故が発生した場合、会員及び会員以外の一般参加者は、歩こう会及び役員への責任を一切問わないこととする。

(資金)

第12条 歩こう会の資金は、会費、臨時会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第13条 会員は、総会終了後速やかに家族会員(二人)として年会費2,500円を、又は個人会員として年会費2,000円を納付しなければならない。

2 一般参加者は、臨時会費として一人300円を事業の都度、歩こう会に納付しなければならない。

(会計年度)

第14条 歩こう会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(解散)

第15条 この団体は目的とする事業が遂行できなくなったときに解散する。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和56年5月9日から施行する。